◆ ともに築こう 豊かな消費社会 ~誰一人取り残さない 2019 ~

5月は消費者月間です

【問い合わせ】市民生活課 ☎ 22-9638 FM 22-9641 ☑ shimin@city.iga.lg.jp

消費生活相談窓口には日々たくさんの相談が寄せら れます。近年、多様化する消費者トラブルへの警告が メディアなどでも多く取り上げられていますが、依然 として被害は増えています。平成30年中の三重県内 の特殊詐欺被害件数は 106 件、被害総額 3 憶 8,460 万円でした。

「私は大丈夫」と思っていても、相手は巧みにあな たの懐に入りこんできます。消費者トラブルに巻き込 まれないように、少しでも疑問や不安を感じた時は一 度立ち止まって考えてください。周りの人に相談する ことも大切です。

■まだまだ多い特殊詐欺に注意!!

特殊詐欺:「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保 証金詐欺」「還付金等詐欺」の総称

お金に関する電話

- 例1)親族・警察官・弁護士などをかたって、被害者 の示談金と称してお金を準備させる。
- 例2) 市役所職員などをかたって、還付金受け取り方 法として ATM での手続きを案内する。

対策

- ○一旦電話を切って、落ち着きましょう。
- ATM で還付金は受け取れません。親族本人や家族、 市役所に連絡をし、電話内容を確認しましょう。確 認が取れるまで動いてはいけません。

請求手段が多様化する架空請求

- 例1)ハガキや封書で「料金未納分訴訟最終通知」な どと記載され、「裁判取り下げ期日」が直近の 日付になっている。
- 例2) メールや SMS(ショートメッセージサービス) で実在する業者をかたって未納料金などを請求 する。

対策

- ○記載された問い合わせ先に連絡をしてはいけませ ん。インターネットのページも開けてはいけません。
- ○直近に迫っている期日に惑わされないようにしま
- ○少しでも不安に感じたら、家族や相談窓口に相談し ましょう。

■新元号への改元に便乗した消費者トラブルに注意!!

- 例1)事業者団体や銀行などの金融機関を装った書類 が届き、口座情報(暗証番号含む)など個人情 報の記入、使用しているキャッシュカードを返 送するよう記載されている。
- 例2) 天皇陛下の御退位を記念した商品などの電話勧 誘販売や送り付け商法。

対策

- ○金融機関がキャッシュカードの返送を求めたり、暗 証番号を尋ねることはありません。
- ○勧誘販売を断る時は、「いりません」「購入しません」 とハッキリ断りましょう。
- ○特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合、法律 で定められた書面を受け取ってから8日以内であ ればクーリング・オフができます。
- ○注文していない商品が一方的に送りつけられた場 合、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

■出前講座を行います

悪質商法やネット通販トラブルなど、消費者トラブ ルや被害を未然に防ぐために出前講座を実施していま す。クイズや寸劇など参加型の講座で年間を通して 行っています。ぜひご依頼ください。

■困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一 人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。消費 生活専門相談員や職員が相談に応じます。

【相談窓口】

伊賀市消費生活相談専用ダイヤル ☎ 22-9626 平日午前9時~午後4時



◆ 空き家を取得し、市内へ移住を考えている人へ

移住促進空き家取得費補助金

【問い合わせ】地域づくり推進課 ☎ 22-9680 FM 22-9694 ☑ chiikidukuri@city.iga.lg.jp

移住の促進と空き家の積極活用を図るため、市外か ら伊賀市に定住しようとする人が、市内の空き家を取 得した際の費用の一部を補助します。

【対象者】

- ○空き家を取得した市外からの転入者で転入日から過 去3年以内に伊賀市に住民登録がない人(取得日・ 転入日がいずれも、平成28年4月1日以降である
- ○取得した空き家に5年以上定住することを誓約す る人
- ※この他にも補助を受けるための要件があります。詳 しくは市ホームページにある募集要項をご覧ください。

【補助金額】

- ○空き家の取得にかかった経費(土地代金を除く。) の2分の1以内
- ※上限は30万円とし、1,000円未満の金額は切り捨 てます。
- 2 親等以内の親族(18 歳未満の子どもや孫など) と同居する場合と伊賀市空き家バンク制度*を利用 する場合にそれぞれ5万円を加算します。

【申請方法】

空き家を取得後、1年以内に申請書に必要書類を添

えて提出してください。申請書は市ホームページから ダウンロードできます。

【申請期間】

6月3日月~令和2年3月10日以

- ※予算の範囲内での補助となり、件数に限りがあり
- ※市のその他の補助金と併せて申請が可能です。
- ※申請のための審査や必要書類などの説明を行います ので、必ず申請前にご相談ください。

【申請先】

地域づくり推進課

*伊賀市空き家バンク制度については、市民生活課(☎ 22-9676 FAX 22-9641) へお問い合わせください。



▶ 工事をはじめる前に申請してください

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

【問い合わせ】上下水道部下水道課 ☎ 24-2137 FM 24-2138 図 gesuidou@city.iga.lg.jp

公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のため、合 併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。

※次年度以降に補助金額などの制度見直しがあります。

【設置補助方針】

- ○補助対象の5人槽・7人槽・10人槽は前年度と同 額とします。
- ○補助採択は汚水処理未普及解消につながる汲み取 り式と単独処理浄化槽を優先します。
- ○新設・転換を補助対象とし、合併処理浄化槽の設置 替えは補助対象外とします。

【対象者】

市内在住で、対象区域内に合併処理浄化槽を設置し ようとする人

※対象区域について詳しくはお問い合わせください。

※市外在住の人でも設置後に住所を伊賀市へ移す場 合は対象となります。

【補助金額】

○5人槽:219,000円 ○7人槽:273,000円 ○ 10人槽: 362,000円

【申請方法】 合併処理浄化槽の工事着手の7日前まで に、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて 提出してください。申請書は市ホームページからダウ ンロードできます。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

〒 518-0131 伊賀市ゆめが丘七丁目 4番地の 4 上下水道部下水道課